「復興特別区域基本方針」の改定案に対する意見募集の結果について

令和８年４月３日
復　　興　　庁

「復興特別区域基本方針」の改定案について、令和８年１月 29 日から２月 27 日までの期間、広く国民の皆様から御意見を募集しましたところ、２件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する復興庁の考え方を別紙のとおり取りまとめました。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

当該基本方針につきましては、公表した案に所要の修正を加え、定めることとします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも東日本大震災からの復興に関する行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

＜問合せ先＞
復興庁　復興特区担当
電話：03-6328-1111（代表）

（別紙）

「復興特別区域基本方針」の改定案への御意見に対する考え方について

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	何をどう改定しようとしているのか分からない。 この場合見え消しを用意するのが適切であり、この時点で配慮のないパブリックコメントと断じざるを得ない。 蓋し、帰還困難区域も未だある中、改定する必然性について詳述頂きたい。	御意見については、今後の意見公募手続において参考にさせていただきます。 また、改定の概要については、弊庁ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。
2	復興特別区域制度の基本方針において、引き続きNPOや支援団体等への委託による支援が継続されていることに対し、制度の持続可能性と公平性の観点から、以下のような意見を申し上げます。 私は、災害後の特別支援は原則として「時限的」であるべきであり、一定期間をもって既存の社会保障制度や地域の自立的な支援体制へと移行することが望ましいと考えます。とくに、NPOや支援団体への委託については、支援の必要性が高い初期段階においては極めて重要な役割を果たす一方で、長期化することで制度の硬直化や地域の自立を妨げる要因ともなり得ます。 災害から10年以上が経過した現在、被災地の状況は確かに一様ではなく、原発事故の影響が長期に及ぶ地域があることも理解しております。しかしながら、支援のあり方は「困っている人がいるから支援を続ける」という一方向的な発想だけでなく、「どの制度で、どのように支えるのが最も適切か」という視点から再構成されるべきです。 たとえば、生活困窮者への支援は生活保護制度や就労支援制度、障害や疾病を抱える方への支援は障害者福祉制度や医療・介護保険制度など、既存の制度で対応可能な領域が多く存在します。これらの制度は全国民を対象とした普遍的な仕組みであり、災害被災者も例外ではありません。特別措置を長期にわたって継続することは、制度の公平性を損なうおそれがあります。 また、企業支援についても、創業支援やグループ補助金、税制優遇、融資制度など、これまでに多くの支援が講じられてきました。にもかかわらず、10年以上経っても経営が立て直せない企業に対して、引き続き公的支援を行うことが果たして妥当なのか、厳しく検証されるべきです。市場経済の中での競争力や経営判断の問題がある場合、支援の継続はむしろ地域経済の健全性を損なう可能性があります。 さらに、支援団体自身の側面にも目を向ける必要があります。NPOやボランティア団体の多くは、災害直後から献身的に活動し、行政の手が届かない部分を補完してきました。しかし、活動が10年、15年と続く中で、支援する側もまた疲弊し、生活や人生を犠牲にしてしまうケースが見受けられます。「支援をやめることができない」という道義的な重圧の中で、支援者自身が燃え尽きてしまうことは、制度としても人道的にも避けるべき事態です。 したがって、支援団体への委託には、あらかじめ「終了条件」や「移行計画」を明記し、地域住民や自治体へのノウハウ移転を前提とした設計とすべきです。また、支援団体が安心して“去る”ことができるよう、活動終了後の人材の再就職支援や団体の解散・統合支援など、「支援の終わり方」も制度の一部として位置づけるべきです。 支援の長期化は、支援を受ける側・する側の双方にとって「依存構造」を生み出すリスクがあります。本来、支援とは「自立への橋渡し」であり、永続的なものではありません。特別措置は、原則として1年以内に終了し、既存制度への円滑な接続を基本とすることが、制度の健全性と将来の災害対応力を守るうえで不可欠です。 以上の理由から、復興特別区域における支援制度、とくにNPOや支援団体への委託については、以下の点を強く要望いたします： 委託支援は原則として時限的とし、1年以内の終了を基本とすること 既存の社会保障制度への接続を前提とした移行支援を強化すること 支援団体への委託には終了条件と移行計画を明記すること 支援団体の活動終了後の人材支援や団体整理の仕組みを整備すること 支援の成果と費用対効果を第三者評価により定期的に検証すること 復興支援は、被災者の生活再建と地域の再生のために不可欠なものです。しかし、それを持続可能で公平な制度として機能させるためには、「終わり方」や「移行の設計」が不可欠です。支援を受ける人の尊厳と、支援する人の人生の両方を守るために、制度の見直しと再設計を強く求めます。 ただ支援を続けるという事が、発展途上国の発展を止めてしまう仕組みのように、支援は自立の制度設計と、期限、限度があるから生きるのです。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。